

頁	中間案	最終案
3	第2章 サービス見込量及び計画的な基盤整備 1 サービス見込量 計画期間中（令和3年度から令和5年度）における各年度の障害福祉サービスの種類ごとに、必要なサービスの見込量を定めます。（※各年度のサービス見込量は1箇月分の数値） (1) 障害福祉サービス等の体系 ① 障害者を対象としたサービス （障害者総合支援法） ② 障害児を対象としたサービス （児童福祉法）	第2章 サービス見込量及び計画的な基盤整備 1 サービス見込量 計画期間中（令和3年度から令和5年度）における各年度の障害福祉サービスの種類ごとに、必要なサービスの見込量を定めます。（※各年度のサービス見込量は1箇月分の数値） (1) 障害福祉サービス等の体系 ① 障害のある方を対象としたサービス （障害者総合支援法） ② 障害のある児童を対象としたサービス （児童福祉法）
4	(2) サービス見込量の合計	(2) サービス見込量の合計 ※数値を記載（省略）
5	(3) 圏域ごとのサービス見込量	(3) 圏域ごとのサービス見込量 ※数値を記載（省略）
17	2 サービス基盤の整備に向けた基本計画における施策の方向性 (1) 安心・安全な生活環境の整備 障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等、 <u>障害者</u> に配慮したまちづくりの総合的な推進を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。	2 サービス基盤の整備に向けた基本計画における施策の方向性 (1) 安心・安全な生活環境の整備 障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進等、 <u>障害のある方</u> に配慮したまちづくりの総合的な推進を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。
	① 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	① 障害のある方に配慮したまちづくりの総合的な推進

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	(2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、<u>障害者</u>に配慮したサービスの提供等の取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。 あわせて、<u>障害者</u>が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成やサービスの利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。	(2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 <u>障害のある方</u>が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、<u>障害のある方</u>に配慮したサービスの提供等の取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。 あわせて、<u>障害のある方</u>が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成やサービスの利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。
18	(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」等に基づき、障害及び求められる配慮等に関する理解の促進や、障害のある人となない人の相互理解を深めるための広報・啓発活動を実施するとともに、相互の交流を促進します。 また、条例及び障害者差別解消法等に基づき、<u>障害者</u>の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するための取組を進めるとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人等の権利擁護のための取組を着実に推進します。	(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」等に基づき、障害及び求められる配慮等に関する理解の促進や、障害のある人となない人の相互理解を深めるための広報・啓発活動を実施するとともに、相互の交流を促進します。 また、条例及び障害者差別解消法等に基づき、<u>障害のある方</u>の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するための取組を進めるとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人等の権利擁護のための取組を着実に推進します。
19	① 権利擁護の推進、虐待の防止 障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法に基づき、市町村や専門職団体等と連携・協力して、障害のある人や高齢者への虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等の取組を進めるとともに、定期的な虐待防止・権利擁護研修を市町村や事業所に対して引き続き行います。	① 権利擁護の推進、虐待の防止 障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法に基づき、市町村や専門職団体等と連携・協力して、障害のある人や高齢者への虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等の取組を進めるとともに、定期的な虐待防止・権利擁護研修を市町村や事業所に対して引き続き行います。

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	さらに、虐待が発生し、分離が必要なとき等の緊急時に備え、シェルターとなる居室等の確保を行います。 また、成年後見制度利用促進法に基づき、障害や高齢により判断能力が十分でなくなった方々の生活を守る成年後見制度等の利用促進を図り、障害のある人等の権利擁護を推進します。 そのため、府として、家庭裁判所等と連携し、市民後見人材の養成やその活動を支える仕組みづくりや、市町村単位で設置を進めることとされている中核機関設立へ向けた支援を行い、成年後見が必要な方へ十分な支援が行き渡るように努めます。 また、今後、府が取り組む成年後見制度の利用促進には、社会福祉協議会が実施している、日常生活自立支援事業等の社会的資源を活用し、また連携することで、障害のある方の権利擁護に資するよう努めます。	さらに、虐待が発生し、分離が必要なとき等の緊急時に備え、シェルターとなる居室等の確保を行います。 また、成年後見制度利用促進法に基づき、障害や高齢により判断能力が十分でなくなった方々の生活を守る成年後見制度等の利用促進を図り、障害のある人等の権利擁護を推進します。 そのため、府として、家庭裁判所等と連携し、市民後見人材の養成やその活動を支える仕組みづくりや、市町村単位<u>または複数の市町村単位</u>で設置を進めることとされている中核機関設立へ向けた支援を行い、成年後見が必要な方へ十分な支援が行き渡るように努めます。 また、今後、府が取り組む成年後見制度の利用促進には、社会福祉協議会が実施している、日常生活自立支援事業等の社会的資源を活用し、また連携することで、障害のある方の権利擁護に資するよう努めます。
20	(6) 保健・医療の推進 <u>障害者</u>が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、支援体制の充実を図るとともに、<u>精神障害者</u>が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、<u>精神障害者</u>への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。	(6) 保健・医療の推進 <u>障害のある方</u>が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、支援体制の充実を図るとともに、<u>精神障害のある方</u>が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、<u>精神障害のある方</u>への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。
22	(8) 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出 ① 文化・芸術活動の振興 障害のある人の文化・芸術活動が活発に行われるよう、芸術系大学などと連携して、その環境整備を行い、障害のある人の社会参加の促進や、障害のある人の芸術作品の素晴らし	(8) 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出 ① 文化・芸術活動の振興 障害のある人の文化・芸術活動が活発に行われるよう、芸術系大学などと連携して、その環境整備を行い、障害のある人の社会参加の促進や、障害のある人の芸術作品の素晴らし

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	さの周知を図るとともに、文化・芸術を通じて障害のある人となない人の交流を促進し相互理解を深めます。 特に、きょうと障害者文化芸術推進機構を通じて、芸術展の開催等、オール京都体制で<u>障害者</u>の文化芸術活動を強力に推進します。	さの周知を図るとともに、文化・芸術を通じて障害のある人となない人の交流を促進し相互理解を深めます。 特に、きょうと障害者文化芸術推進機構を通じて、芸術展の開催等、オール京都体制で<u>障害のある方</u>の文化芸術活動を強力に推進します。
23	(10) 障害児への支援 保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、<u>障害児</u>及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な地域で提供できる体制の構築を図ります。 ① 重層的な地域支援体制の構築 <u>障害児</u>の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で提供できるように、児童発達支援センターの設置を促進します。また、児童発達支援センターを中心に、保育所等訪問支援を府内全域において利用できる体制の構築を目指します。	(10) <u>障害のある児童</u>への支援 保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、<u>障害のある児童</u>及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な地域で提供できる体制の構築を図ります。 ① 重層的な地域支援体制の構築 <u>障害児通所支援について、障害のある児童</u>の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で提供できるように、児童発達支援センターの設置を促進します。また、児童発達支援センターを中心に、保育所等訪問支援を府内全域において利用できる体制の構築を目指します。
24	④ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、<u>新生児聴覚検査</u>から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や<u>新生児聴覚検査から療育まで</u>を遅滞なく<u>円滑に</u>実施するための体制整備、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。	④ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、<u>新生児聴覚スクリーニング検査</u>から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や療育を遅滞なく実施するための体制整備、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。
	⑤ 子ども・子育て支援新制度における障害児の利用について (一) <u>障害児</u>の利用ニーズの目標設定 保育所や認定こども園等、子ども・子育て支援事業にお	⑤ 子ども・子育て支援新制度における障害児の利用について (一) <u>障害のある児童</u>の利用ニーズの目標設定 保育所や認定こども園等、子ども・子育て支援事業にお

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	ける障害児の利用ニーズについて、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会へのインクルージョンを推進します。 (二) 医療的ケア児に対する受入体制の整備 医療的ケア児が子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、看護師の配置や、たん吸引を行うことのできる保育士の養成など推進します。	ける障害のある児童の利用ニーズについて、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会へのインクルージョンを推進します。 (二) 医療的ケア児に対する受入体制の整備 医療的ケア児が子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、看護師の配置や、たん吸引を行うことのできる保育士の養成などを推進します。
	⑥ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 障害児通所支援の体制整備にあたり、保育所や認定こども園等の子育て支援事業との連携を図ると共に、障害児の支援並びに健全な育成を進めるため、子育て支援や促進医療担当部署との連携体制を確保します。また、卒業時及び就業時において、支援の円滑な引継ぎのため、支援ファイル・移行支援シート等を活用し、学校、障害福祉サービス事業所が連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保します。	⑥ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 障害児通所支援の体制整備にあたり、保育所や認定こども園等の子育て支援事業との連携を図ると共に、障害のある児童の支援並びに健全な育成を進めるため、子育て支援や医療担当部署との連携体制を確保します。また、卒業時及び就業時において、支援の円滑な引継ぎのため、支援ファイル・移行支援シート等を活用し、学校、障害福祉サービス事業所が連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保します。
	(11) 発達障害児・者への支援の充実 発達障害のある方が、身近な地域で安心して生活ができるよう、発達障害の早期発見・早期療育支援を進めるとともに、医療提供体制の充実、京都府発達障害者支援センター「はばたき」を核とした相談支援体制など、ライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。	(11) 発達障害児・者への支援の充実 発達障害のある方が、身近な地域で安心して生活ができるよう、発達障害の早期発見・早期療育支援を進めるとともに、医療提供体制の充実、京都府発達障害者支援センターはばたきを核とした相談支援体制など、ライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。
	① 乳幼児期における早期発見・早期療育支援実施 年中児スクリーニング（5歳児健診）及びその後事後支援	① 乳幼児期における早期発見・早期療育支援実施 年中児スクリーニング（5歳児健診）及び事後支援について

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	策について、引き続き市町村と連携しながら実施するとともに（(10)障害児の支援③再掲）、市町村におけるペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング等事後支援に取り組まれるよう、専門職養成等の実施等人材育成に取り組めます。	て、引き続き市町村と連携しながら実施するとともに（(10)障害のある児童の支援③再掲）、市町村におけるペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング等事後支援に取り組まれるよう、専門職養成等の人材育成に取り組めます。
25	③ 相談体制の充実 発達障害者支援センター「はばたき」、圏域支援センター及び地域の相談支援事業所における、発達障害のある方及びその家族等への相談支援を継続するとともに、府内3拠点に整備した相談支援拠点において、学齢期を中心とした発達障害児への相談体制の充実を図ります。	③ 相談体制の充実 発達障害者支援センターはばたき、圏域支援センター及び地域の相談支援事業所における、発達障害のある方及びその家族等への相談支援を継続するとともに、府内3拠点に整備した相談支援拠点において、学齢期を中心とした発達障害児への相談体制の充実を図ります。
26	3 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等 (1) 丹後圏域 ① 障害福祉計画における課題 この圏域は、府内でも高齢化率が高く、介護者のみならず障害者自身の高齢化によりサービス継続が困難な状況となっています。また、交通不便による移動手段確保や介護保険サービスとの連携等が大きな課題となっています。このため、「共生型」社会資源の整備や、介護保険事業所との一層の連携が求められています。 (省略) 医療的ケアを必要とする重度の障害者への支援については、平成30年度に「医療的ケアに関するアンケート調査」を実施したところ、ケアラー支援と災害時対応が課題となっ	3 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等 (1) 丹後圏域 ① 障害福祉計画における課題 この圏域は、府内でも高齢化率が高く、介護者のみならず障害のある方自身の高齢化によりサービス継続が困難な状況となっています。また、交通不便による移動手段確保や介護保険サービスとの連携等が大きな課題となっています。このため、「共生型」社会資源の整備や、介護保険事業所との一層の連携が求められています。 (省略) 医療的ケアを必要とする重度の障害のある方への支援については、平成30年度に「医療的ケアに関するアンケート調査」を実施したところ、ケアラー支援と災害時対応が課題

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	ています。ケアラーの精神的、肉体的負担が大きい移動支援や、既存のサービスの縮小に伴い対応できなくなっているサービスに関する新たな仕組みづくり、災害発生時の福祉避難所等の整備等の課題が明確になりました。また、この圏域に3箇所医療型短期入所の受入体制が整備されましたが、空床利用型であるため緊急時の対応等、一層の充実が求められています。 相談支援体制については、ニーズの多様化により、緊急対応等も含めた処遇困難ケースが多くなっており、より専門的な展開や障害者の権利擁護等を進めていく必要はあるものの、基幹相談支援センターの設置についての協議が進んでおらず、行政や各事業所が協力し合い、何とか対応している現状にあります。総合的・専門的な相談窓口である基幹相談支援センターの設置について、引き続き論議していく必要があります。 (省略)	となっています。ケアラーの精神的、肉体的負担が大きい移動支援や、既存のサービスの縮小に伴い対応できなくなっているサービスに関する新たな仕組みづくり、災害発生時の福祉避難所等の整備等の課題が明確になりました。また、この圏域に3箇所医療型短期入所の受入体制が整備されましたが、空床利用型であるため緊急時の対応等、一層の充実が求められています。 相談支援体制については、ニーズの多様化により、緊急対応等も含めた処遇困難ケースが多くなっており、より専門的な展開や障害のある方の権利擁護等を進めていく必要はあるものの、基幹相談支援センターの設置についての協議が進んでおらず、行政や各事業所が協力し合い、何とか対応している現状にあります。総合的・専門的な相談窓口である基幹相談支援センターの設置について、引き続き論議していく必要があります。 (省略)
27	② 障害児福祉計画における課題 (省略) 一方、教育面では、重度・医療ケアが必要な障害児の一般校への入学受入等も進んでいますが、専門教育としての特別支援学校利用にあっては、特に重度の医療的ケアが必要な児童に関しては、スクールバスでの通学が困難なため、家族による送迎となり、精神的・肉体的な負担になっています。ケアラーの負担を軽減するため、通学支援の仕組みづくりを整	② 障害児福祉計画における課題 (省略) 一方、教育面では、重度・医療ケアが必要な障害のある児童の一般校への入学受入等も進んでいますが、専門教育としての特別支援学校利用にあっては、特に重度の医療的ケアが必要な児童に関しては、スクールバスでの通学が困難なため、家族による送迎となり、精神的・肉体的な負担になっています。ケアラーの負担を軽減するため、通学支援の仕組み

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	備し、安心、安全に在宅生活が送れるよう社会資源の充実が求められています。	づくりを整備し、安心、安全に在宅生活が送れるよう社会資源の充実が求められています。
28	(2) 中丹圏域 ② 障害児福祉計画における課題 この圏域では、障害児に対する地域支援体制を構築するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援や保育所等訪問支援事業等の充実を図るとともに、小・中学校の特別支援学級等に通級している子どもたちの放課後児童クラブなど、<u>受入れ先</u>を拡充する必要があります。 また、医療的ケアについては、人工呼吸器装着児の短期入所利用が福祉型施設では受入れができず、医療型施設は数が少なく、遠方移動となったり、<u>受入れ準備</u>と信頼関係づくり等、本人・家族の身体的、経済的負担となっており、短期入所の利用促進が進まない現状に課題があります。 (省略)	(2) 中丹圏域 ② 障害児福祉計画における課題 この圏域では、<u>障害のある児童</u>に対する地域支援体制を構築するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援や保育所等訪問支援事業等の充実を図るとともに、小・中学校の特別支援学級等に通級している子どもたちの放課後児童クラブなど、<u>受入</u>先を拡充する必要があります。 また、医療的ケアについては、人工呼吸器装着児の短期入所利用が福祉型施設では受入れができず、医療型施設は数が少なく、遠方移動となったり、<u>受入準備</u>と信頼関係づくり等、本人・家族の身体的、経済的負担となっており、短期入所の利用促進が進まない現状に課題があります。 (省略)
	(3) 南丹圏域 ① 障害福祉計画における課題 (省略) また、この圏域には入院できる精神科病院がないため、<u>精神障害者</u>の地域生活支援については他の圏域とは異なり、特に地域生活維持の対策が求められています。そのため、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業をベースとして、この圏域独自の、「誰もが暮らしやすい地域共生社会」の実現に向けた新たなシステム開発や<u>障害者</u>に優し	(3) 南丹圏域 ① 障害福祉計画における課題 (省略) また、この圏域には入院できる精神科病院がないため、<u>精神障害のある方</u>の地域生活支援については他の圏域とは異なり、特に地域生活維持の対策が求められています。そのため、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業をベースとして、この圏域独自の、「誰もが暮らしやすい地域共生社会」の実現に向けた新たなシステム開発や<u>障害の</u>

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	い地域づくりの創造が重要な課題となっています。 また、障害福祉事業においては、特定の障害福祉サービス事業に偏らないように、<u>障害者</u>の地域生活に必要な障害福祉サービス事業の適正なバランス設置が望まれています。さらには、適切な事業所運営を図るための人材確保・育成、職場環境の整備等も大きな課題となっています。	<u>ある方</u>に優しい地域づくりの創造が重要な課題となっています。 また、障害福祉事業においては、特定の障害福祉サービス事業に偏らないように、<u>障害のある方</u>の地域生活に必要な障害福祉サービス事業の適正なバランス設置が望まれています。さらには、適切な事業所運営を図るための人材確保・育成、職場環境の整備等も大きな課題となっています。
	② 障害児福祉計画における課題 この圏域は都市部から山間部まで幅広い地域で構成されているため、社会資源が不足している地域が見られます。<u>障害児</u>への支援体制を進め、支援を必要とする人に必要な福祉サービスを十分に提供するため、身近な地域で障害福祉サービスを受けられる体制整備が求められています。 また近年、<u>発達障害児</u>等の療育を目的として放課後等デイサービス事業を中心として取り組んでいるところですが、療育の向上に向けた事業所職員の資質向上も課題となっています。 (省略)	② 障害児福祉計画における課題 この圏域は都市部から山間部まで幅広い地域で構成されているため、社会資源が不足している地域が見られます。<u>障害のある児童</u>への支援体制を進め、支援を必要とする人に必要な福祉サービスを十分に提供するため、身近な地域で障害福祉サービスを受けられる体制整備が求められています。 また近年、<u>発達障害のある児童</u>等の療育を目的として放課後等デイサービス事業を中心として取り組んでいるところですが、療育の向上に向けた事業所職員の資質向上も課題となっています。 (省略)
29	(4) 京都市サブ圏域 ② 障害児福祉計画における課題 <u>障害児</u>に関しては、発達障害に関する社会的認知の広がりにより、これまで障害があると思われていなかった人やことばの遅れ等を心配する保護者からの相談が増えてきており、身近な地域で必要な支援を受ける体制づくりが求められています。	(4) 京都市サブ圏域 ② 障害児福祉計画における課題 <u>障害のある児童</u>に関しては、発達障害に関する社会的認知の広がりにより、これまで障害があると思われていなかった人やことばの遅れ等を心配する保護者からの相談が増えてきており、身近な地域で必要な支援を受ける体制づくりが求められています。

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	(省略)	(省略)
30	(5) 乙訓サブ圏域 ① 障害福祉計画における課題 この圏域では、<u>障害者</u>の入所施設はあるものの、府全域の人口比から考えると、施設数（定員）は少なく、またその入所施設については、知的障害に対応できる施設にはなっていません。このように、この圏域では、住居系施設というハードが不足しており、地域移行を今後も進めていくことを考慮すると、グループホーム等の地域生活の整備や充実が必要であり、サービスは増加してきているものの十分ではないことから、障害がある方の在宅での生活をいかに支援していくかが求められています。 また、強度行動障害や、医療的ケアを要する障害がある方を地域で支えるために、人材育成などの基盤整備はもちろんのことながら、事業者間でのスムーズな連携や相談体制の充実、緊急時の<u>受け入れ</u>等の機能の他、高齢化する家族のため、利用のしやすい短期入所の確保といった機能を持つ地域生活支援拠点が求められているところです。 他には、特別支援学校の卒業生について、卒業後、年によっては違いがありますが、一般的には、生活介護を希望される傾向があるため、計画的に地域における<u>受け入れ</u>体制を整備していくことが必要となっています。このような中で、就労や各種訓練についても、関係機関が連携・協力して切れ目のない支援をしていくことが求められています。	(5) 乙訓サブ圏域 ① 障害福祉計画における課題 この圏域では、<u>障害のある方</u>の入所施設はあるものの、府全域の人口比から考えると、施設数（定員）は少なく、またその入所施設については、知的障害に対応できる施設にはなっていません。このように、この圏域では、住居系施設というハードが不足しており、地域移行を今後も進めていくことを考慮すると、グループホーム等の地域生活の整備や充実が必要であり、サービスは増加してきているものの十分ではないことから、障害がある方の在宅での生活をいかに支援していくかが求められています。 また、強度行動障害や、医療的ケアを要する障害がある方を地域で支えるために、人材育成などの基盤整備はもちろんのことながら、事業者間でのスムーズな連携や相談体制の充実、緊急時の<u>受入れ</u>等の機能の他、高齢化する家族のため、利用のしやすい短期入所の確保といった機能を持つ地域生活支援拠点が求められているところです。 他には、特別支援学校の卒業生について、卒業後、年によっては違いがありますが、一般的には、生活介護を希望される傾向があるため、計画的に地域における<u>受入</u>体制を整備していくことが必要となっています。このような中で、就労や各種訓練についても、関係機関が連携・協力して切れ目のない支援をしていくことが求められています。

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	(省略)	(省略)
	② 障害児福祉計画における課題 (省略) しかしながら、この圏域内においては児童発達支援センターがなく、保育所等訪問支援も数少ない状況であり、また、重症心身障害児対応の児童発達支援及び<u>放課後等サービス</u>も同様に数少ない状況となっており、今後これらの事業所を整備・充実させることが必要となっているところです。また、障害児相談支援事業所等についても、同様に人員の確保等、体制の充実が求められています。	② 障害児福祉計画における課題 (省略) しかしながら、この圏域内においては児童発達支援センターがなく、保育所等訪問支援も数少ない状況であり、また、重症心身障害児対応の児童発達支援及び<u>放課後等デイサービス</u>も同様に数少ない状況となっており、今後これらの事業所を整備・充実させることが必要となっているところです。また、障害児相談支援事業所等についても、同様に人員の確保等、体制の充実が求められています。
	(6) 山城北圏域 ① 障害福祉計画における課題 (省略) 施設入所、入院の地域資源としては、療養介護を実施している南京都病院の他、施設入所支援の事業所が12箇所、精神科病院が3箇所あります。入所者・家族の高齢化が進む中、障害者施設から高齢者施設への移行も<u>受け入れ</u>施設が少なく進みづらい状況があります。また、重度の知的障害、発達障害、精神障害のある方を支援できるグループホーム等地域資源に限りがあるため、施設入所者、長期入院患者の地域移行が進みづらく、入所・入院の長期化が課題となっています。一方、施設入所を必要とする重度障害の待機者は毎年一定数増え続けているため、日中サービス支援型指定共同生活援助事業等により地域での生活支援を促進していく必要があります。	(6) 山城北圏域 ① 障害福祉計画における課題 (省略) 施設入所、入院の地域資源としては、療養介護を実施している南京都病院の他、施設入所支援の事業所が12箇所、精神科病院が3箇所あります。入所者・家族の高齢化が進む中、障害者施設から高齢者施設への移行も<u>受入</u>施設が少なく進みづらい状況があります。また、重度の知的障害、発達障害、精神障害のある方を支援できるグループホーム等地域資源に限りがあるため、施設入所者、長期入院患者の地域移行が進みづらく、入所・入院の長期化が課題となっています。一方、施設入所を必要とする重度障害の待機者は毎年一定数増え続けているため、日中サービス支援型指定共同生活援助事業等により地域での生活支援を促進していく必要があります。

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
31	ます。 医療的ケアが必要な方や重度心身障害の方の緊急時の<u>受入れ</u>体制として、福祉型短期入所やレスパイト入院の活用等が考えられますが、看護師や支援員をはじめとする人材確保は深刻な課題となっています。また、人材確保と併せて専門的、計画的な研修の実施等、人材育成も必要です。 支援学校保護者に生徒の卒業後の進路を早期から検討いただくため、圏域協議会では毎年「圏域福祉事業所説明会」を開催していますが、事業所の送迎範囲や障害特性（医療的ケア等）により<u>受け入れ</u>体制等が整わないことから希望する事業所が見つからないケースがあるのが現状です。 （省略） また、圏域協議会就労部会では、障害者雇用に取り組む企業を増やし、<u>障害者</u>の一般就労の促進を進めています。一般就労後の就労定着支援の強化、手帳を取得していない知的障害や発達障害の方への支援も課題となっています。 （省略）	す。 医療的ケアが必要な方や重度心身障害の方の緊急時の<u>受入</u>体制として、福祉型短期入所やレスパイト入院の活用等が考えられますが、看護師や支援員をはじめとする人材確保は深刻な課題となっています。また、人材確保と併せて専門的、計画的な研修の実施等、人材育成も必要です。 支援学校保護者に生徒の卒業後の進路を早期から検討いただくため、圏域協議会では毎年「圏域福祉事業所説明会」を開催していますが、事業所の送迎範囲や障害特性（医療的ケア等）により<u>受入</u>体制等が整わないことから希望する事業所が見つからないケースがあるのが現状です。 （省略） また、圏域協議会就労部会では、障害者雇用に取り組む企業を増やし、<u>障害のある方</u>の一般就労の促進を進めています。一般就労後の就労定着支援の強化、手帳を取得していない知的障害や発達障害の方への支援も課題となっています。 （省略）
	② 障害児福祉計画における課題 （省略） <u>発達障害児</u>への支援では、南部地域の「発達障害児支援拠点」である京都府立こども発達支援センターを含めて3つの児童発達支援センターが設置されています。学齢児への支援	② 障害児福祉計画における課題 （省略） <u>発達障害のある児童</u>への支援では、南部地域の「発達障害児支援拠点」である京都府立こども発達支援センターを含めて3つの児童発達支援センターが設置されています。学齢児

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	を担う放課後等デイサービス事業所の新規開設が増加している中、各事業所における障害福祉サービスの質の向上や療育の質の担保に向けた更なる取組みが必要です。 (省略)	への支援を担う放課後等デイサービス事業所の新規開設が増加している中、各事業所における障害福祉サービスの質の向上や療育の質の担保に向けた更なる取組みが必要です。 (省略)
32	(7) 山城南圏域 ① 障害福祉計画における課題 (省略) 就労支援については、福祉的就労から一般就労への移行が求められているところです。<u>障害者</u>が自立し、社会参加ができる共生社会を実現するため、就労の場の確保は重要であり、この圏域における自立支援協議会では、学研都市内の企業等と連携して<u>障害者</u>の一般就労へ向けた見学会・研修会等を開催しています。福祉的就労についても、就労継続支援事業所等において施設外就労の委託先や下請け受注等の開発に努め、販路開拓、農福連携などについても取り組んでいるところです。 精神障害者支援についても、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められていますが、この圏域内には、精神科病床、思春期外来、高次脳機能障害等対応の専門機関や社会資源等がない状況であり、限られた資源の中、<u>精神障害者</u>の自立した生活を地域全体で支える体制整備が課題となっています。 (省略)	(7) 山城南圏域 ① 障害福祉計画における課題 (省略) 就労支援については、福祉的就労から一般就労への移行が求められているところです。<u>障害のある方</u>が自立し、社会参加ができる共生社会を実現するため、就労の場の確保は重要であり、この圏域における自立支援協議会では、学研都市内の企業等と連携して<u>障害のある方</u>の一般就労へ向けた見学会・研修会等を開催しています。福祉的就労についても、就労継続支援事業所等において施設外就労の委託先や下請け受注等の開発に努め、販路開拓、農福連携などについても取り組んでいるところです。 精神障害者支援についても、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められていますが、この圏域内には、精神科病床、思春期外来、高次脳機能障害等対応の専門機関や社会資源等がない状況であり、限られた資源の中、<u>精神障害のある方</u>の自立した生活を地域全体で支える体制整備が課題となっています。 (省略)

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案												
	② 障害児福祉計画における課題 障害児を取り巻く福祉サービスについては、就学前の療育、就学後の放課後支援のニーズが高まっていますが、特に発達障害児に対する支援については、圏域内に児童発達支援センターがない状態を解消し、整備することが急務です。また、圏域の自立支援協議会の発達支援部会及び発達障害児等支援体制検討会議等において、医療・保健・教育・福祉等の連携及び支援体制の構築、ペアレント・トレーニングやティーチャートレーニング、支援ファイルの普及推進等に取り組んでいますが、引き続き、ライフステージを通じた切れ目のない支援提供に一層努めるとともに、圏域内の今後の施策推進の全体像（ビジョン）を策定し、支援体制の強化を図ります。 （省略）	② 障害児福祉計画における課題 障害のある児童を取り巻く福祉サービスについては、就学前の療育、就学後の放課後支援のニーズが高まっていますが、特に発達障害のある児童に対する支援については、圏域内に児童発達支援センターがない状態を解消し、整備することが急務です。また、圏域の自立支援協議会の発達支援部会及び発達障害児等支援体制検討会議等において、医療・保健・教育・福祉等の連携及び支援体制の構築、ペアレント・トレーニングやティーチャートレーニング、支援ファイルの普及推進等に取り組んでいますが、引き続き、ライフステージを通じた切れ目のない支援提供に一層努めるとともに、圏域内の今後の施策推進の全体像（ビジョン）を策定し、支援体制の強化を図ります。 （省略）												
33	(8) 課題のまとめ ① 障害福祉計画における課題のまとめ <table><tr><th>項 目</th><th>課 題</th></tr><tr><td>高齢化・過疎化</td><td> ・交通不便による移動手段確保 ・高齢化する障害者への支援体制の整備 ・親世代の高齢化、親亡き後の支援体制の整備 </td></tr><tr><td>地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備</td><td> ・住居系施設（グループホーム等）ハード整備 ・相談支援体制の強化 </td></tr></table>	項 目	課 題	高齢化・過疎化	・交通不便による移動手段確保 ・高齢化する障害者への支援体制の整備 ・親世代の高齢化、親亡き後の支援体制の整備	地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備	・住居系施設（グループホーム等）ハード整備 ・相談支援体制の強化	(8) 課題のまとめ ① 障害福祉計画における課題のまとめ <table><tr><th>項 目</th><th>課 題</th></tr><tr><td>高齢化・過疎化</td><td> ・交通不便による移動手段確保 ・高齢化する障害のある方への支援体制の整備 ・親世代の高齢化、親亡き後の支援体制の整備 </td></tr><tr><td>地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備</td><td> ・住居系施設（グループホーム等）ハード整備 ・相談支援体制の強化 </td></tr></table>	項 目	課 題	高齢化・過疎化	・交通不便による移動手段確保 ・高齢化する障害のある方への支援体制の整備 ・親世代の高齢化、親亡き後の支援体制の整備	地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備	・住居系施設（グループホーム等）ハード整備 ・相談支援体制の強化
項 目	課 題													
高齢化・過疎化	・交通不便による移動手段確保 ・高齢化する障害者への支援体制の整備 ・親世代の高齢化、親亡き後の支援体制の整備													
地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備	・住居系施設（グループホーム等）ハード整備 ・相談支援体制の強化													
項 目	課 題													
高齢化・過疎化	・交通不便による移動手段確保 ・高齢化する障害のある方への支援体制の整備 ・親世代の高齢化、親亡き後の支援体制の整備													
地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備	・住居系施設（グループホーム等）ハード整備 ・相談支援体制の強化													

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案		最終案									
		・精神障害者等にも対応した地域包括システムの構築 ・事業所の基盤整備、連携、相談体制の充実 ・緊急時の<u>受け入れ</u>体制の整備・充実		・<u>精神障害のある方</u>等にも対応した地域包括<u>ケア</u>システムの構築 ・事業所の基盤整備、連携、相談体制の充実 ・緊急時の<u>受入</u>体制の整備・充実								
34	② 障害児福祉計画における課題のまとめ		② 障害児福祉計画における課題のまとめ									
	<table><tr><th>項 目</th><th>課 題</th></tr><tr><td>就学期における支援</td><td> ・放課後等デイサービス事業所の拡充・質の向上 ・卒業後の就労支援 ・小中高での切れ目のない支援 ・特別支援学級に<u>通級児の受け入れ</u>先拡充 ・医療的ケア児の通学支援の整備 </td></tr></table>	項 目	課 題	就学期における支援	・放課後等デイサービス事業所の拡充・質の向上 ・卒業後の就労支援 ・小中高での切れ目のない支援 ・特別支援学級に<u>通級児の受け入れ</u>先拡充 ・医療的ケア児の通学支援の整備		<table><tr><th>項 目</th><th>課 題</th></tr><tr><td>就学期における支援</td><td> ・放課後等デイサービス事業所の拡充・質の向上 ・卒業後の就労支援 ・小中高での切れ目のない支援 ・特別支援学級通級児の<u>放課後児童クラブ等受入先</u>の拡充 ・医療的ケア児の通学支援の整備 </td></tr></table>	項 目	課 題	就学期における支援	・放課後等デイサービス事業所の拡充・質の向上 ・卒業後の就労支援 ・小中高での切れ目のない支援 ・特別支援学級通級児の<u>放課後児童クラブ等受入先</u>の拡充 ・医療的ケア児の通学支援の整備	
項 目	課 題											
就学期における支援	・放課後等デイサービス事業所の拡充・質の向上 ・卒業後の就労支援 ・小中高での切れ目のない支援 ・特別支援学級に<u>通級児の受け入れ</u>先拡充 ・医療的ケア児の通学支援の整備											
項 目	課 題											
就学期における支援	・放課後等デイサービス事業所の拡充・質の向上 ・卒業後の就労支援 ・小中高での切れ目のない支援 ・特別支援学級通級児の<u>放課後児童クラブ等受入先</u>の拡充 ・医療的ケア児の通学支援の整備											
35	4 圏域の課題等を受けての施策の方向性 (1) 高齢化・過疎化について ますます高齢化がすすむ <u>障害者</u> への支援体制について、高齢担当部局との連携を行いつつ、地域の受け入れ等、確実な支援を行えるよう取り組むとともに、親世代の高齢化、いわゆる「親亡き後」の <u>障害者</u> の支援について、権利擁護をはじめとした各種サービスの充実に努めます。		4 圏域の課題等を受けての施策の方向性 (1) 高齢化・過疎化について ますます高齢化がすすむ <u>障害のある方</u> への支援体制について、高齢担当部局との連携を行いつつ、地域の受け入れ等、確実な支援を行えるよう取り組むとともに、親世代の高齢化、いわゆる「親亡き後」の <u>障害のある方</u> の支援について、権利擁護をはじめとした各種サービスの充実に努めます。									
	(3) 就労支援・工賃向上について 今後ますます、 <u>障害者</u> の就労について適切な配慮や理解が求められることから、引き続き、府内の企業に対し、障害者理解		(3) 就労支援・工賃向上について 今後ますます、 <u>障害のある方</u> の就労について適切な配慮や理解が求められることから、引き続き、府内の企業に対し、障害									

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	を呼びかけていきます。 また、農福連携の取組をとoshi、就労機会の拡充や、工賃向上といった様々な施策を展開していきます。	者理解を呼びかけていきます。 また、農福連携の取組をとoshi、就労機会の拡充や、工賃向上といった様々な施策を展開していきます。
37	第4章 地域生活支援事業の実施 1 専門性の高い相談支援事業 ○ 高次脳機能障害のある人に対し、支援拠点における相談支援を継続して実施するとともに、医療機関、障害福祉サービス事業者等への研修会を開催し、普及・啓発に努めます。また、支援機関相互の連携会議により、地域における高次脳機能障害のある人への支援体制の充実を図ります。	第4章 地域生活支援事業の実施 1 専門性の高い相談支援事業 ○ 高次脳機能障害のある人に対し、<u>京都府総合リハビリテーション連携指針に基づき</u>、支援拠点における相談支援を継続して実施するとともに、<u>自立した生活と社会参画を目標としたリハビリテーション支援等が提供できるよう市町村</u>や医療機関、障害福祉サービス事業者等への研修会<u>の開催やパンフレットの配布等</u>、普及・啓発に努めます。また、支援機関相互の連携会議<u>の開催や就労移行支援、地域活動支援センター等の活用など</u>、地域における高次脳機能障害のある人への<u>地域リハビリテーション支援体制</u>の充実を図ります。
	2 意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業 聴覚や視覚に障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症向け意思疎通支援者の養成を積極的に進めるとともに、派遣事業も推進し、障害のある人の情報保障により資するよう、取組を進めていきます。	2 意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業 聴覚や視覚に障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、<u>代筆・代読支援者</u>及び失語症向け意思疎通支援者の養成を積極的に進めるとともに、派遣事業も推進し、障害のある人の情報保障により資するよう、取組を進めていきます。
	4 サービス・相談支援者・指導者育成事業 障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等の提供を行う方やサービス等提供者に対して必要な指導を行う指導者を育成、サービス等の質の向上を図ります。 具体的には、障害支援区分認定に携わる方、相談支援従事者、サービス管理責任者、居宅介護従業者等、身体障害者・知的障害	4 サービス・相談支援者・指導者育成事業 障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等の提供を行う方やサービス等提供者に対して必要な指導を行う指導者を育成、サービス等の質の向上を図ります。 具体的には、障害支援区分認定に携わる方、相談支援従事者、サービス管理責任者、<u>児童発達支援管理責任者</u>、居宅介護従業者

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	者相談員、音声機能障害者発声訓練指導者等の育成について、地域の実情などを勘案しながら取り組みます。	等、身体障害者・知的障害者相談員、音声機能障害者発声訓練指導者等の育成について、地域の実情などを勘案しながら取り組みます。
38	第5章 障害福祉サービス等の人材確保及びサービスの質の向上の取組 1 人材の養成・確保 ○ 障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、質の高い相談支援やサービス等利用計画の適切な作成等ができる相談支援従事者等や個別支援計画の適切な作成ができるサービス提供に係る責任者を確保するとともに、計画作成のスキルの向上等、相談支援に携わる者に必要な技術を習得できるよう養成を行います。 また、強度行動障害や高次脳機能障害がある人に対して適切な支援を行える者を養成します。	第5章 障害福祉サービス等の人材確保及びサービスの質の向上の取組 1 人材の養成・確保 ○ 障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、質の高い相談支援やサービス等利用計画の適切な作成等ができる相談支援従事者等や個別支援計画の適切な作成ができるサービス提供に係る責任者を確保するとともに、計画作成のスキルの向上等、相談支援に携わる者に必要な技術を習得できるよう養成を行います。 また、強度行動障害<u>がある人に対する行動援護</u>や高次脳機能障害のある人に対<u>するリハビリテーション等</u>の適切な支援を行える者を養成します。
	○ 障害のある人の地域生活を支えるため、視覚に障害のある人のための同行援護従事者や点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成事業の充実を図るなど、人材の養成・確保に努めます。また、聞こえのサポーターを養成し、聴覚障害者への理解促進を図るとともに、手話通訳者等養成事業への参加を促します。	○ 障害のある人の地域生活を支えるため、視覚に障害のある人のための同行援護従事者や点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成事業の充実を図るなど、人材の養成・確保に努めます。また、聞こえのサポーターを養成し、 <u>聴覚に障害のある人</u> への理解促進を図るとともに、手話通訳者等養成事業への参加を促します。 <u>また、様々な障害特性により書籍を持つことが困難な方に対して、点字や拡大図書などアクセシブルな読書環境の整備が進むよう取組を進めてまいります。</u>
	○ 「きょうと福祉人材育成認証制度」により、若者等の人材育成と定着に取り組む事業所を認証し、その取組を支援・促進す	○ 「きょうと福祉人材育成認証制度」により、若者等の人材育成と定着に取り組む事業所を認証し、その取組を支援・促進す

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	るとともに、先進的な取り組みを進める法人に対しては上位認証として、さらなる <u>取り組み</u> を推奨します。	るとともに、先進的な取り組みを進める法人に対しては上位認証として、さらなる <u>取組</u> を推奨します。
39	2 サービスの質の向上等 ○ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構によるサービス提供事業者の第三者評価を促進し、サービス提供事業者の組織運営及びサービス提供内容等の透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善を支援と、障害福祉サービス等の情報の公表制度の運用を通じて利用者の適切なサービスの選択を支援します。	2 サービスの質の向上等 ○ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構によるサービス提供事業者の第三者評価を促進し、サービス提供事業者の組織運営及びサービス提供内容等の透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善の支援と、障害福祉サービス等の情報の公表制度の運用を通じて利用者の適切なサービスの選択を支援します。
40	第7章 計画の成果目標の設定 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 令和元年度末時点における福祉施設入所者のうち、令和5年度末までに、 <u>〇〇〇</u> 人以上の方がグループホーム等で生活することを引き続き目指します。 （参考）令和元年度末の福祉施設入所者数： <u>〇〇〇〇</u> 人	第7章 計画の成果目標の設定 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 令和元年度末時点における福祉施設入所者のうち、令和5年度末までに、 <u>150</u> 人以上の方がグループホーム等で生活することを引き続き目指します。 （参考）令和元年度末の福祉施設入所者数： <u>2,373</u> 人
	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (2) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 令和5年度末の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を、次のとおり設定し、地域移行を促進 <u>します</u> 。 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数： <u>〇〇</u> 日以上	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (2) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 令和5年度末の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を、次のとおり設定し、地域移行を促進 <u>していきます</u> 。 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数： <u>316</u> 日以上

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	(3) 精神病床における1年以上の長期入院患者 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を、次のとおり設定し、地域移行を促進していきます。 精神病床における1年以上長期入院患者数：<u>〇〇〇〇</u>人 (4) 精神科病床における退院率 精神科病院への入院者について、次のとおり地域生活へ移行することを目指します。 ① 令和5年度における入院後3箇月時点の退院率 ：<u>〇〇. 〇</u>%以上 ② 令和5年度における入院後6箇月時点の退院率 ：<u>〇〇. 〇</u>%以上 ③ 令和5年度における入院後1年時点の退院率 ：<u>〇〇. 〇</u>%以上 （参考）令和元年6月の1箇月間の入院患者数：<u>〇〇〇</u>人	(3) 精神病床における1年以上の長期入院患者 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を、次のとおり設定し、地域移行を促進していきます。 精神病床における1年以上長期入院患者数：<u>2, 440</u>人 (4) 精神科病床における退院率 精神科病院への入院者について、次のとおり地域生活へ移行することを目指します。 ① 令和5年度における入院後3箇月時点の退院率 ：<u>69. 1</u>%以上 ② 令和5年度における入院後6箇月時点の退院率 ：<u>88. 4</u>%以上 ③ 令和5年度における入院後1年時点の退院率 ：<u>93. 1</u>%以上 （参考）令和元年6月の1箇月間の入院患者数：<u>854</u>人
41	4 福祉施設から一般就労への移行 (1) 福祉施設から一般就労への移行 令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者数について、令和元年度の移行実績を上回る<u>〇〇〇</u>人以上を目指します。 （参考）令和元年度の移行実績：<u>〇〇〇</u>人	4 福祉施設から一般就労への移行 (1) 福祉施設から一般就労への移行 令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者数について、令和元年度の移行実績を上回る<u>480</u>人以上を目指します。 （参考）令和元年度の移行実績：<u>378</u>人

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	5 障害児支援提供体制の整備等 (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 重層的な地域支援体制の構築に向け、令和5年度までに各市町村に児童発達支援センターを設置することを目指し、設置を促すとともに、保育所等訪問支援について、府内全域においてサービス利用できるよう、提供体制の整備を促します。	5 障害児支援提供体制の整備等 (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 重層的な地域支援体制の構築に向け、令和5年度までに<u>圏域または</u>各市町村に児童発達支援センターを設置することを目指し、設置を促すとともに、保育所等訪問支援について、府内全域においてサービス利用できるよう、提供体制の整備を促します。
	(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図るために、中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための体制を整備します。	(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図るために、中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚<u>スクリーニング</u>検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための体制を整備します。
	(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 令和5年度<u>中</u>に、府域単位、圏域単位、市町村単位で、医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場及び医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの<u>設置</u>を促します。	(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 令和5年度<u>まで</u>に、府域単位、圏域単位、市町村単位で、医療的ケア児の支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場<u>の設置</u>及び医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの<u>配置</u>を促します。
	(5) 発達障害児への支援の充実 <u>発達障害児</u>の早期発見・早期療育のため、年中児スクリーニング（5歳児健診）及び事後支援（ソーシャルスキルトレーニング（SST）、ペアレントトレーニング、保育所・幼稚園の巡回支援等）を全市町村で取り組むよう促します。	(5) <u>発達障害のある児童</u>への支援の充実 <u>発達障害のある児童</u>の早期発見・早期療育のため、年中児スクリーニング（5歳児健診）及び事後支援（ソーシャルスキルトレーニング（SST）、ペアレントトレーニング、保育所・幼稚園の巡回支援等）を全市町村で取り組むよう促します。

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
42	6 京都府の取組について (3) 京都市農福連携の取組について 本府において担い手の減少が進む農業分野と、<u>障害者等</u>の働く場の確保を求める福祉分野の連携を行う農福連携に取り組んでおり、農福連携を軸に<u>障害者</u>をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「担い手」となる地域共生社会づくりを推進します。 ・令和5年度までの農福連携事業所の工賃（賃金）支払総額：2億円 農福連携キャリアパス制度 <u>障害者</u>の農業に関する知識技能を認証という形で評価し、見える化することにより、本人の意欲向上や就労につなげる京都府独自の制度。技能に応じ段階をわけた認証を実施する。	6 京都府の取組について (3) 京都市農福連携の取組について 本府において担い手の減少が進む農業分野と、<u>障害のある方等</u>の働く場の確保を求める福祉分野の連携を行う農福連携に取り組んでおり、農福連携を軸に<u>障害のある方</u>をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の「担い手」となる地域共生社会づくりを推進します。 ・令和5年度までの農福連携事業所の工賃（賃金）支払総額：2億円 農福連携キャリアパス制度 <u>障害のある方</u>の農業に関する知識技能を認証という形で評価し、見える化することにより、本人の意欲向上や就労につなげる京都府独自の制度。技能に応じ段階をわけた認証を実施する。